

国民健康保険税の仮算定の廃止（案）について

1. 現状について

甲賀市では、国民健康保険税の普通徴収の納付月は各月の全12期ですが、年間の金額が確定するまでの、4月から6月の3か月間を仮算定として、7月の本算定以降は年間の金額から仮算定の金額を控除した額を残りの月数である9で除した額を各月に納付いただいています。

2. システムの導入時期について

システム導入時期 令和2年11月24日
導入システム名 おうみ自治体クラウド

3. おうみ自治体クラウド

おうみ自治体クラウドの標準仕様では、国民健康保険税の仮算定の機能がありません。

4. 今後の方向性

仮算定を継続して行くためには、システム改修費用等の新たなコストが発生すると共に、おうみ自治体クラウド標準仕様と異なる運用となり、システム運用管理上のリスクが懸念されるため、おうみ自治体クラウド導入時以降の当初賦課である令和3年度から仮算定を廃止する方向で進めていきます。

5. 経過

令和2年4月14日 市議会 厚生文教常任委員会
・令和3年度より国民健康保険税の仮算定を廃止し、本算定のみとする方向で進めていることについて報告

7月（予定） 市議会 厚生文教常任委員会
・国民健康保険運営協議会の答申内容を報告

9月（予定） 市議会 定例会
・国民健康保険税条例の一部改正案を提出

国民健康保険税の仮算定の有無による支払い例 年額196,000円 (2人世帯 介護なし 所得150万円(公的年金収入270万円)) 単位：円

仮算定有					仮算定無					
	支払月	期別	期別納税額	累計納税額 (A)		支払月	期別	期別納税額	累計納税額 (B)	(A)-(B)
仮算定	4月	1期	16,300	16,300	本算定	4月				16,300
	5月	2期	16,300	32,600		5月				32,600
	6月	3期	16,300	48,900		6月	1期	19,600	19,600	29,300
本算定	7月	4期	16,700	65,600		7月	2期	19,600	39,200	26,400
	8月	5期	16,300	81,900		8月	3期	19,600	58,800	23,100
	9月	6期	16,300	98,200		9月	4期	19,600	78,400	19,800
	10月	7期	16,300	114,500		10月	5期	19,600	98,000	16,500
	11月	8期	16,300	130,800		11月	6期	19,600	117,600	13,200
	12月	9期	16,300	147,100		12月	7期	19,600	137,200	9,900
	1月	10期	16,300	163,400		1月	8期	19,600	156,800	6,600
	2月	11期	16,300	179,700	2月	9期	19,600	176,400	3,300	
3月	12期	16,300	196,000	3月	10期	19,600	196,000	0		

国民健康保険税率

	医療分	支援金分	介護分 (40歳～64歳)
所得割額	6.8%	2.4%	2.1%
均等割額	23,600円	7,500円	9,600円
平等割額	20,000円	6,300円	6,600円
賦課限度額	630,000円	190,000円	170,000円

※税率等は令和2年4月1日現在で記載しております。

県内各市の国民健康保険税（料）の仮算定の実施状況

自治体名	料または税	仮算定の有無	本算定期期	納期回数	備考
草津市	税	×	6月	6～3月	
守山市	税	×	6月	6～3月	
近江八幡市	料	×	6月	6～3月	
湖南市	税	×	6月	6～3月	令和2年度より仮算定を廃止
栗東市	税	×	6月	6～3月	
野洲市	税	×	6月	6～3月	
米原市	税	×	6月	6～3月	
大津市	料	×	6月	6～3月	
東近江市	料	×	6月	6～3月	
長浜市	料	×	6月	6～3月	
彦根市	料	×	6月	6～3月	
高島市	税	×	6月	6～3月	令和2年度より仮算定を廃止
甲賀市	税	○	7月	4～6月仮算定 7～3月	